

総合評価方式の総点検

～価格及び品質が総合的に優れた工事の契約の実現に向けて～

平成21年2月4日
大臣官房技術調査課

目次

1. 評価の枠組み
2. 総合評価方式の概要
3. 評価
4. 今後の方向

1. 評価の枠組み

テーマ

総合評価方式の総点検
～価格及び品質が総合的に優れた工事の契約の実現に向けて～

評価の必要性

- ◆平成17年4月に『公共工事の品質確保の促進に関する法律』が施行。
- ◆飛躍的に総合評価方式の適用件数が拡大。
(平成19年度は金額ベースで99%以上実施)
- ◆一方で、「本質的な課題設定がなされているか」、「過度な技術提案が行われているのではないか」、「恣意的な評価を行っているのではないか」、「受発注者への負担が大きいのではないか」等の課題も指摘されている。
- ◆今後の総合評価方式のより効率的・効果的な運用に向け検討を行う必要がある。

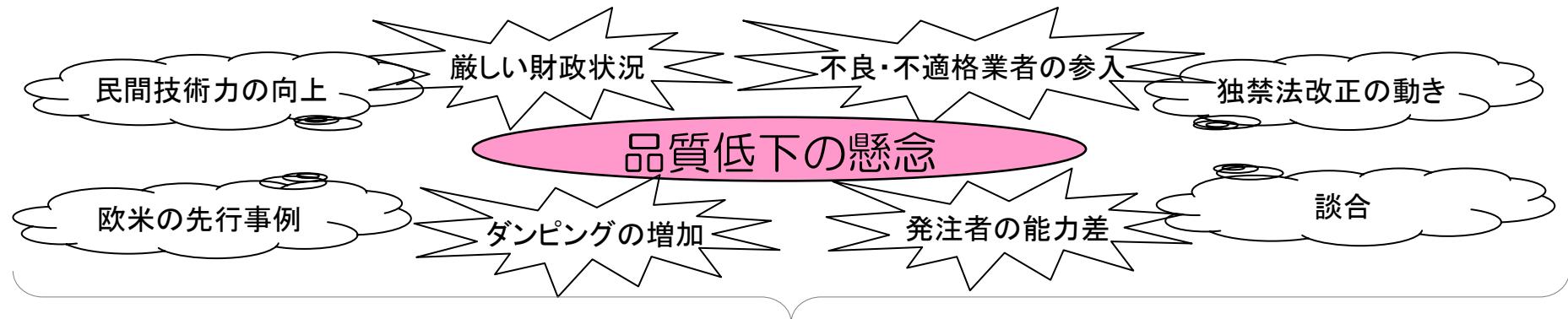
評価の対象

- ◆国土交通省直轄工事における総合評価方式の具体的運用方策について評価。

評価の視点

- ◆総合評価方式を導入することにより、工事の品質向上にどのような効果があるかを検証。
- ◆総合評価方式の実施にあたって課題とされている「具体的な運用方法」、「公正性・透明性の確保」、「手続きの負担」等について個別に評価する。

2. 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の制定



『公共工事の品質確保の促進に関する法律』 (H17.3.31制定)

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務の明確化

2. 『価格のみ競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

3. 発注者をサポートする仕組みの明確化

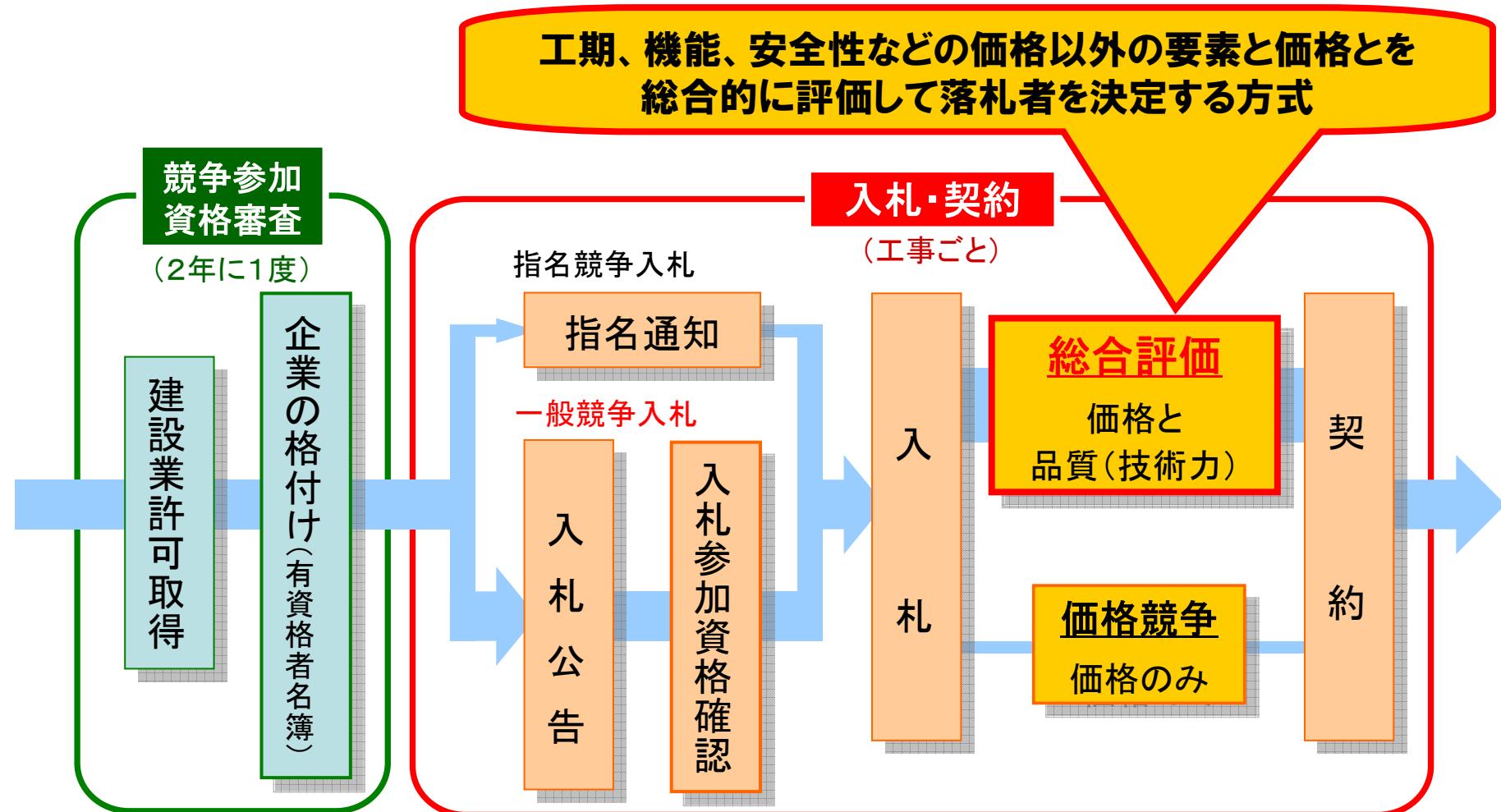
公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記
(第3条第2項)

・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査(第11条)
・技術提案を求める入札(第12条)
・技術提案についての改善が可能(第13条)
・技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成(第14条)

外部支援の活用による発注者支援(第15条)

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる(第9条)

2. 総合評価方式の概要①



2. 総合評価方式の概要②

工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式

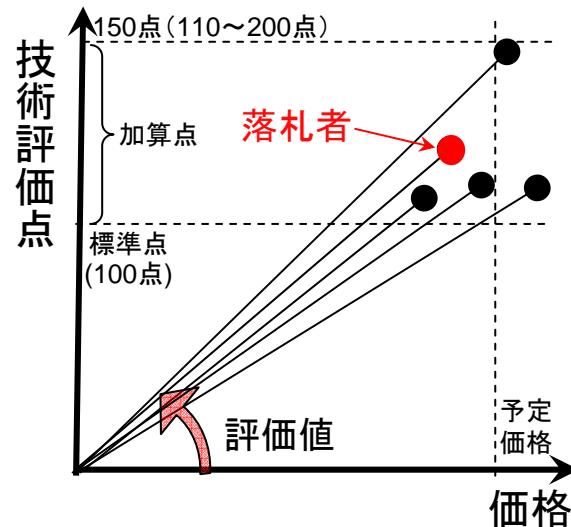
【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

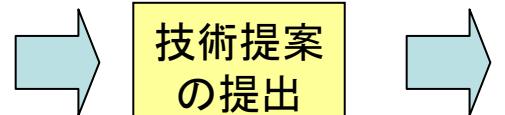
右図のよう、「傾き」を示す。

技術評価点
提案内容により、標準点に加算点を付与。技術提案が適切でない場合は、標準点を与えない。



【総合評価落札方式の手続きの流れ】

予め、入札公告等において、
技術提案を求める内容
技術提案の評価の方法
を公表



提出された技術提案を公表された評価方法に従って審査し、
技術提案毎に加算点を決定

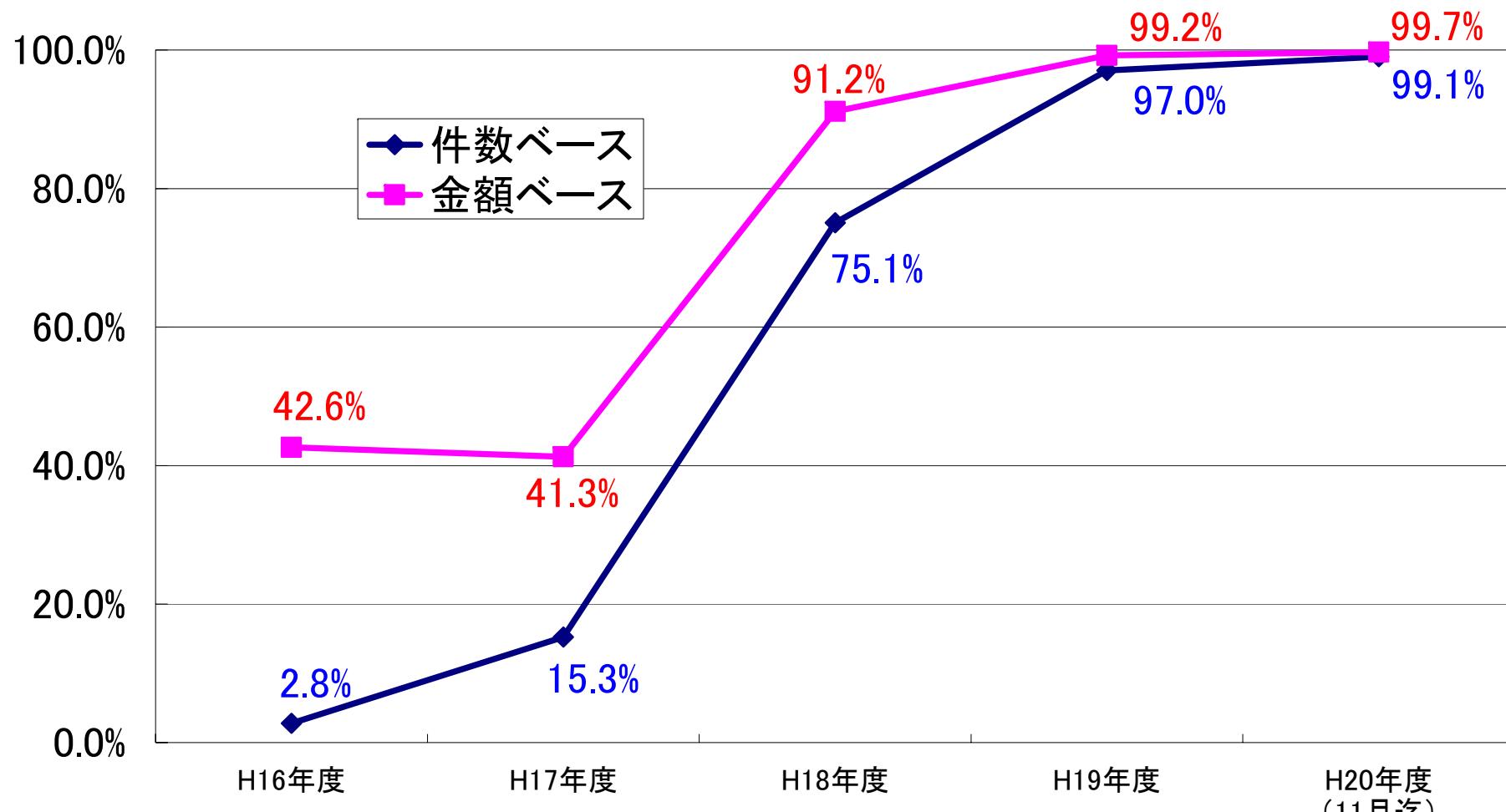
【標準ガイドライン※における総合評価の評価項目(例)】

※ 公共工事発注省庁申合せ(H12.9.20)

総合的なコストの削減につながる工事	維持管理費・更新費、補償費 など
工事目的物の性能・機能の向上が実現できる工事	初期性能の持続性の向上、耐久性・安定性の向上 等
社会的要請に対応した工事	環境の維持(騒音・振動・水質汚濁など)、交通の確保、 安全対策、リサイクル など

<参考>総合評価方式の実施状況

- 品確法制定前(平成16年度)は全工事発注件数に占める割合は3%弱
- 品確法制定後、年々総合評価方式を拡大し、平成20年度には原則実施
(件数・金額ベースいずれも99%超)



＜参考＞技術提案テーマの設定状況

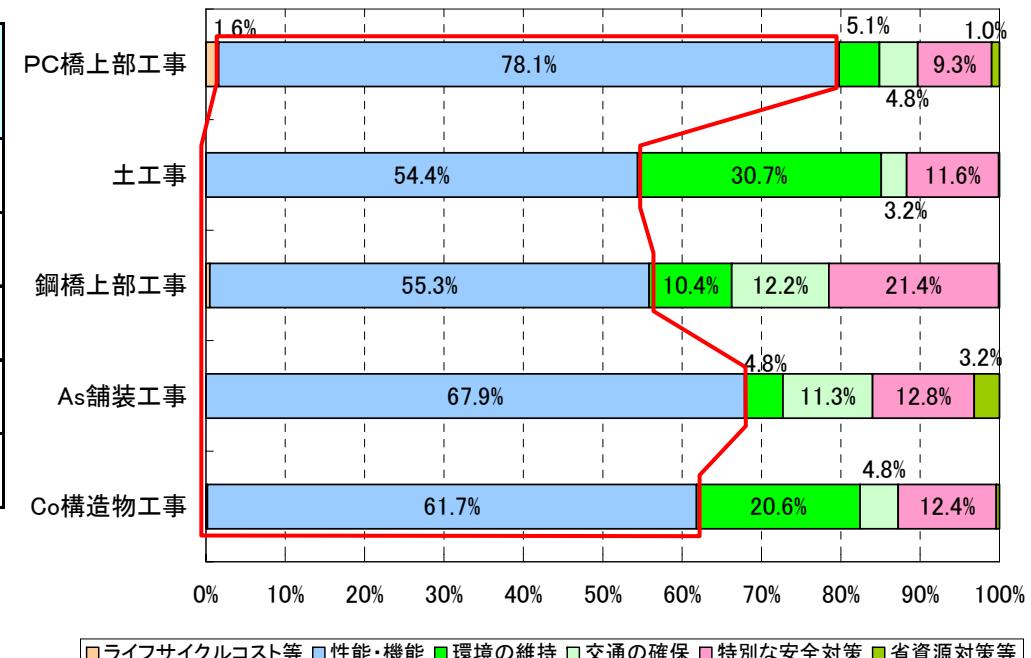
- 各工種ともに、技術提案課題に「性能・機能の向上」に関する事項を採用する工事(採用件数)が6~9割を占めているが、この他に、工事の内容に応じて、「環境の維持」、「特別な安全対策」に関する事項を必要に応じて設定している。

技術提案の採用件数率^{注2)}

	ライフサイクルコスト等	性能・機能	環境の維持	交通の確保	特別な安全対策	省資源対策等	
Co構造物工事	256件	0.4%	79.3%	51.2%	11.7%	28.5%	5.1%
As舗装工事	156件	0.0%	87.2%	13.5%	26.3%	34.6%	3.2%
鋼橋上部工事	152件	1.3%	80.3%	36.8%	28.9%	52.0%	2.0%
土工事	142件	0.0%	60.5%	44.9%	6.1%	21.8%	2.0%
PC橋上部工事	124件	3.2%	92.7%	16.9%	24.2%	30.6%	21.8%

- 各工事ごとに採用率が最も高い項目
- 各工事ごとに採用率が2番目に高い項目
- 各工事ごとに採用率が3番目に高い項目

技術提案の配点率(点数ベース)

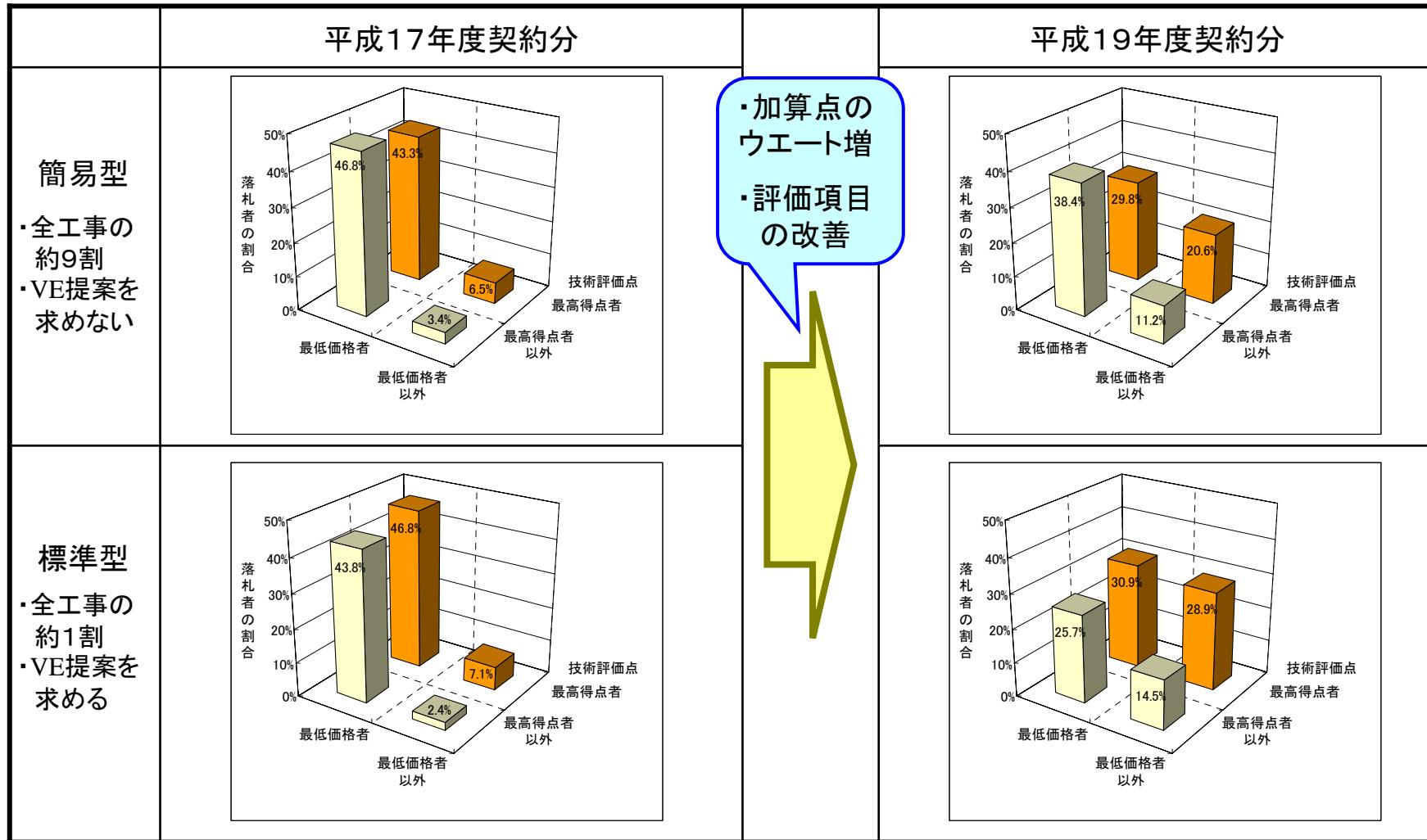


注1)10地方整備局等(北海道、沖縄含む)が発注した平成18年度から平成19年度第3四半期までの契約工事のうち、CORINS登録工種の件数が多い6工種を対象に集計(CORINSデータとマッチングできた1,607件を活用)。

注2)技術提案は各工事に複数設定している場合があるため、合計が100%とならない。

＜参考＞総合評価方式における落札者の状況

- 平成17年度は落札者が価格のみで決定される割合が高かったが、平成19年度は価格と品質の双方が評価された結果となっている。



注)主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

3. 評価 ~評価方法の概要~

評価項目① 工事の品質向上に対する効果について

→ 総合評価方式と価格競争方式の工事における事故の発生率及び成績評定を比較するとともに、受発注者に対するアンケートによる受発注者の評価を分析することにより評価。

評価項目② 「具体的な運用方法」、「公正性・透明性の確保」、 「手続きの負担」等について

→ 受発注者に対するアンケートにより、受発注者の評価を分析することにより評価。

実施期間:平成20年10~11月

対象者: 発注者

・地方整備局等(8地方整備局及び北海道・沖縄)、事務所(約240事務所)

受注者

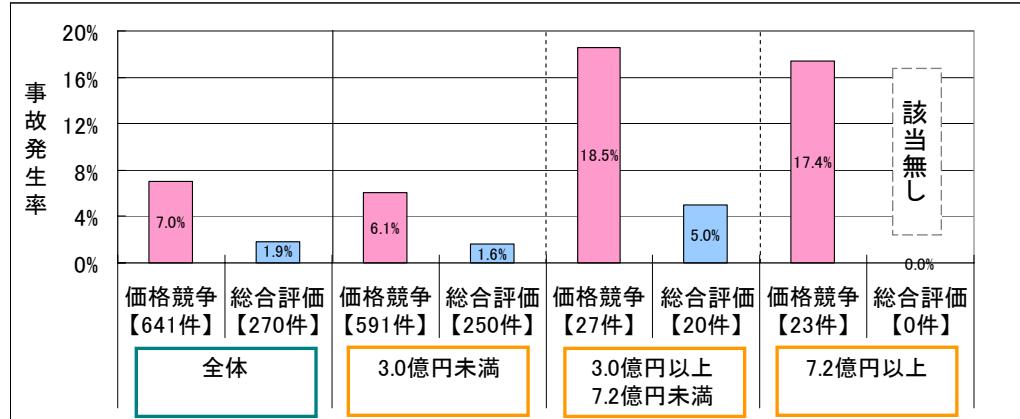
・(社)日本土木工業協会 加盟企業(約140社)

・(社)全国建設業協会 加盟企業(約25,000社から1%程度(約250社)抽出)

3. 評価 ~評価項目①工事の品質向上~

- ◆ 価格競争に比べ総合評価における事故の発生率は低い傾向(価格競争7.0%、総合評価1.9%)
- ◆ 得点率が高いほど、工事成績評定が高くなる傾向が見られる。

◆事故の発生状況

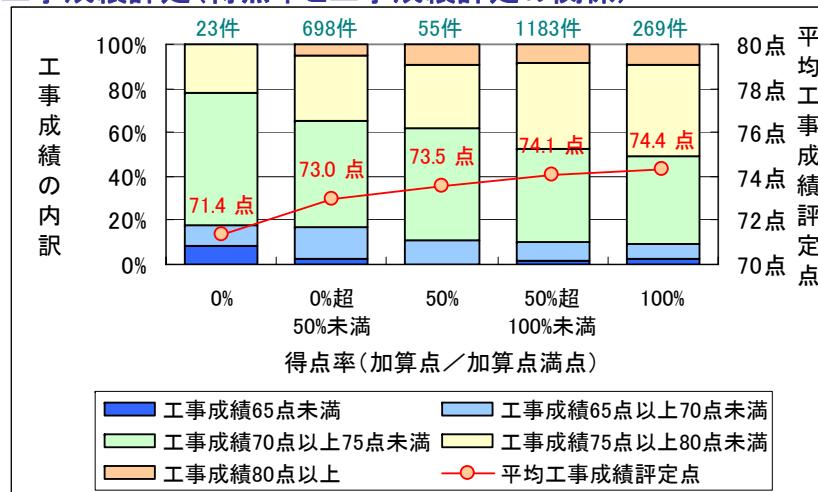


注1)関東地方整備局におけるH18年度完成工事(簡易型)を対象。

注2)主要4工事種別(一般土木、AS舗装、鋼橋上部工、PC)を対象。

注3)事故発生率=延べ事故発生件数/工事件数。

◆工事成績評定(得点率と工事成績評定の関係)



注1)8地方整備局(港湾空港関係を除く)における
H18年度完成工事(簡易型)を対象。

注2)主要4工事種別(一般土木、AS舗装、鋼橋上部工、PC)を対象。

⇒総合評価方式の導入により、価格だけの競争と比べると、
確実な施工が確保された工事が実施されている。

3. 評価 ~評価項目①工事の品質向上~

- ◆ 総合評価方式の導入により、不良工事の減少、技術力を反映した競争の促進や企業技術者の技術力向上等の効果の発現が認められている(期待されている)。

Q 総合評価方式の導入効果として下記項目について
発現が認められている又は今後の発現が期待されていますか。

(注)受発注者アンケート結果による

技術力を反映した
競争の促進

発注者

23.5%

37.9%

38.6%

受注者

22.6%

34.9%

42.5%

不良工事の
減少

発注者

35.4%

43.6%

21.0%

受注者

40.2%

33.6%

26.2%

企業技術者
の技術力等の向上

発注者

18.5%

50.6%

30.9%

受注者

36.5%

39.9%

23.6%

□発現済
□期待
□なし

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

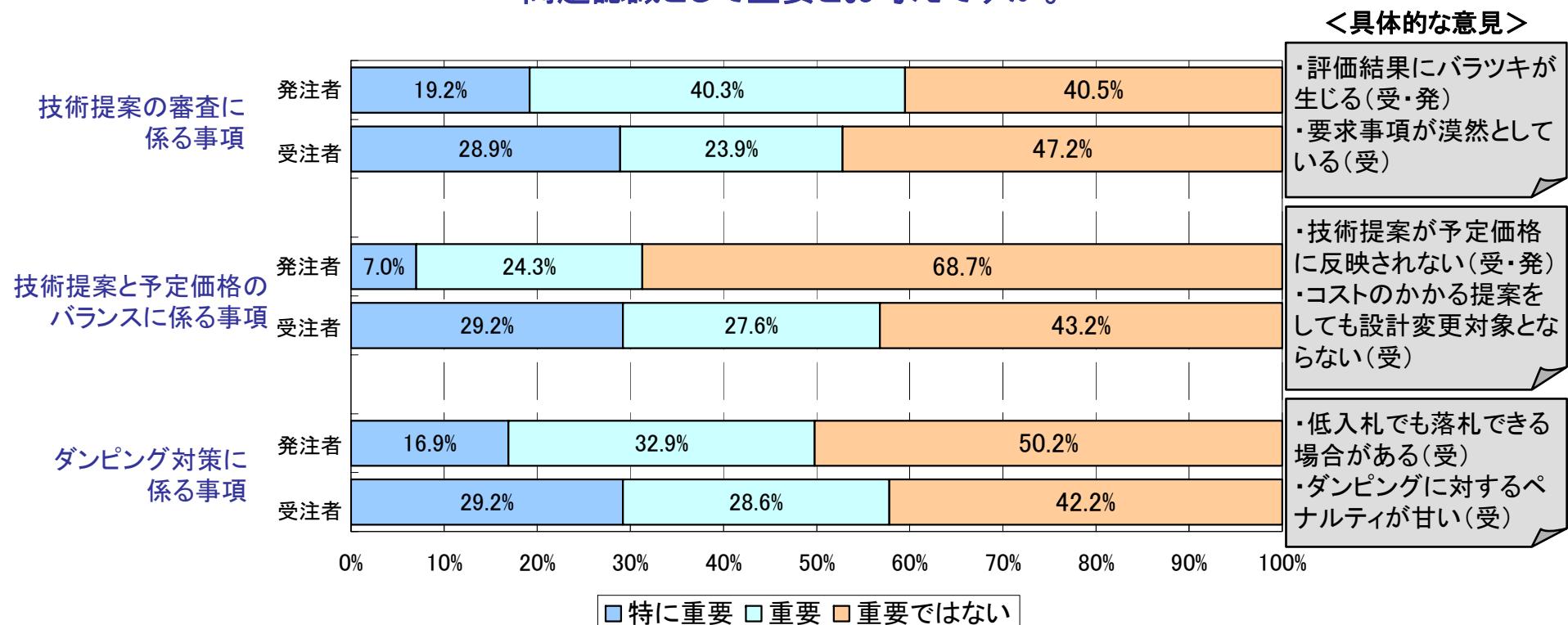
⇒総合評価方式の導入により、「品質の向上」を目指した発注に努めてきており、
また、受注者もこれに対応した技術力の向上に努めてきていると評価できる

3. 評価～評価項目②具体的な運用方法について～

- ◆ 受発注者双方とも、技術提案の審査及びダンピング対策に係る事項に対して、約半数が問題認識がある。
- ◆ 発注者側より受注者側に高い問題認識のある項目として、技術提案と予定価格のバランスがあげられる。

Q 総合評価方式の導入に対して下記項目について
問題認識として重要とお考えですか。

注)受発注者アンケート結果による



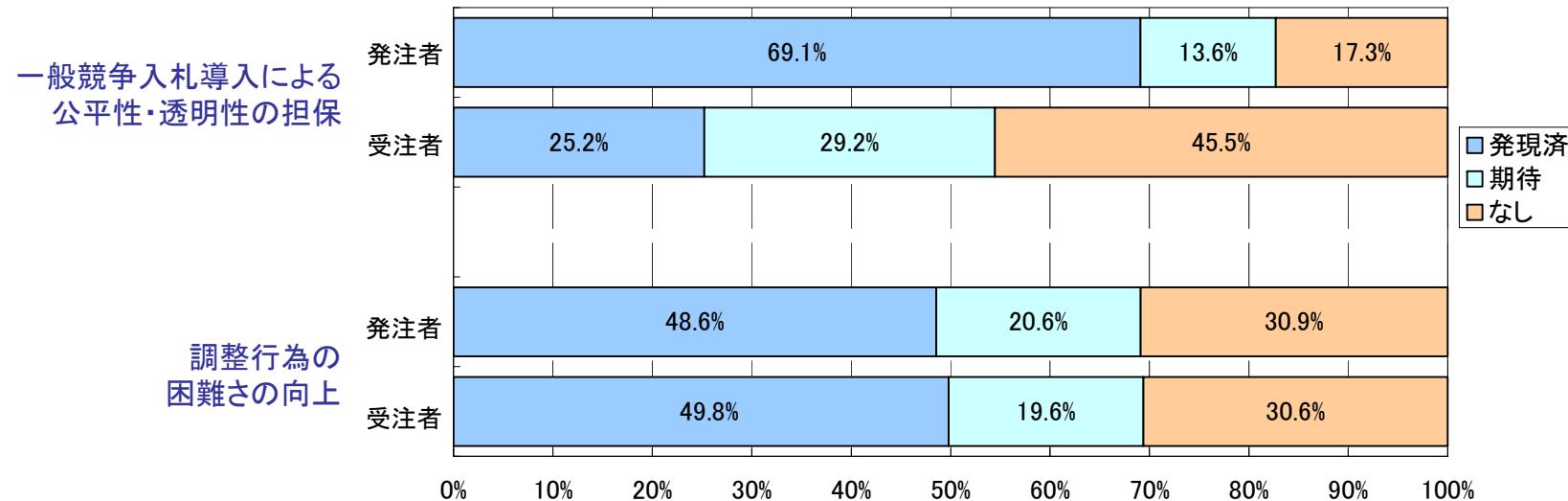
⇒技術提案の審査、技術提案を踏まえた予定価格の作成方法及びダンピング対策等について
引き続き検討する必要

3. 評価～評価項目②公正性・透明性の確保について～

- ◆ 公平性・透明性の担保について、発注者側は効果が既に発現していると認識しているが、受注者側は更なる「評価結果の公表」が重要と考えている。

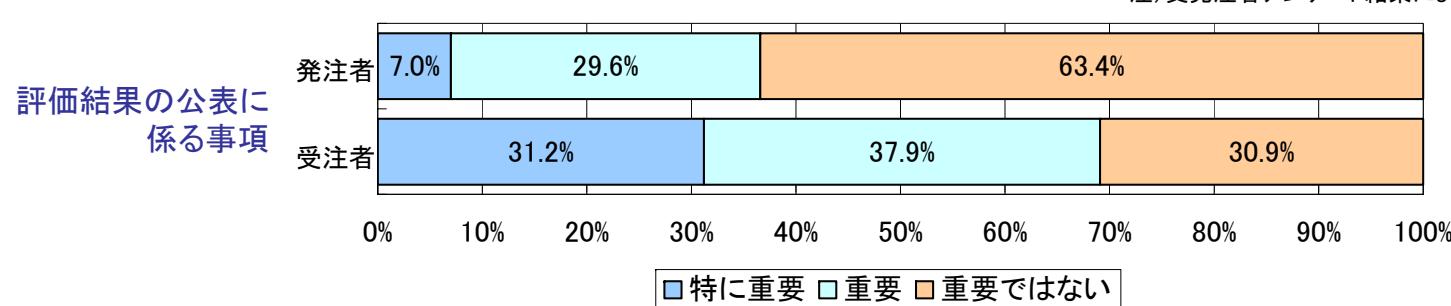
Q 総合評価方式の導入効果として下記項目について発現が認められている又は今後の発現が期待されていますか。

注)受発注者アンケート結果による



Q 総合評価方式の導入に対して下記項目について問題認識として重要とお考えですか。

注)受発注者アンケート結果による



＜具体的な意見＞

- ・評価結果を具体的に公表(個別通知)して欲しい。(受)
- ・採点内容表を全面公開すべき(受)

⇒評価結果の公表について、更に透明性が確保されるよう検討する必要

3. 評価 ~評価項目②手続きの負担について~

- ◆ 発注者側の9割以上が手続きに伴う時間・事務負担に係る事項を重要と考えている。
- ◆ 受注者側は技術提案の作成費用に係る事項について重要と考えている割合が発注者側に比べて高い。

Q 総合評価方式の導入に対して下記項目について
問題認識として重要とお考えですか。

注)受発注者アンケート結果による

＜具体的な意見＞

手続きに伴う時間・
事務負担に係る事項

発注者

50.2%

39.9%

9.9%

受注者

22.6%

30.9%

46.5%

技術提案の
作成費用に
係る事項

発注者

5.8%

18.5%

75.7%

受注者

19.3%

24.3%

56.5%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

□特に重要 □重要 □重要ではない

・時間がかかりすぎる。
(受・発)
・事務負担が大きい。
(受・発)

・総合評価のタイプを問
わず、提案資料の作成
に費用負担が発生(受)
・提案資料作成費用を
回収する方法がない。
(受)

⇒発注者側について、事務負担の軽減を図ると共に、受注者側にも過度な技術提案を
求めないよう事務の改善等について検討する必要。

3. 評価 ~まとめ~

評価項目① 工事の品質向上に対する効果について

- ・価格競争より総合評価方式で発注した工事のほうが事故発生率が低い。
 - ・技術評価点の得点率が高いほど、工事成績評定が高い。
 - ⇒ 総合評価方式の導入により、価格だけの競争に比べると確実な施工が確保された工事が実施されている。
 - ・総合評価方式の導入により、不良工事の減少、技術力を反映した競争の促進や受発注者側担当者の技術力向上等の効果の発現が認められている(期待されている)。
 - ⇒ 総合評価方式の導入により、「品質の向上」を目指した発注に努めてきており、また、受発注者双方とも、これに対応した技術力の向上に努めてきていると評価できる
- 引き続き定期観測を行うとともに、年次レポートを公表する等により、フォローアップしていく。

評価項目② 「具体的な運用方法」、「公正性・透明性の確保」、「手続きの負担」等について

- ①具体的な運用方法 : 技術提案の審査、技術提案を踏まえた予定価格の作成方法及びダンピング対策等について引き続き検討する必要。
- ②公正性・透明性の確保 : 評価結果の公表について、更に透明性が確保されるよう検討する必要。
- ③手続きの負担 : 発注者側について、事務負担の軽減を図ると共に、受注者側にも過度な技術提案を求めるないよう事務の改善等について検討する必要。

→ 特に問題意識の高い発注者・受注者へ個別のヒアリングを行い、年度末に向け、各課題に対する具体的な改善策を検討中。

公正性・透明性の確保に係る対応策について

評価の透明性をより一層高めるため、評価結果の公表方法を統一化する。

(1) 公表内容

以下の大項目ごとにまとめて得点を公表することを
最低限とする。

- ① 技術提案(施工計画):課題別
- ② 施工体制
- ③ その他(企業の施工実績、
配置予定技術者の能力等)

(2) 公表方法

従来の閲覧による方法の他、HPにて公表する。

評価結果のHPによる公表の例

加算点評価の内訳

1. 件名 平成〇〇年度 〇〇〇〇橋下部工事
2. 所属事務所 〇〇〇〇国道事務所
3. 入札日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

業者名	標準点	技術提案		施工体制	その他	加算点合計
		橋脚・橋台鉄筋 コンクリートの 品質向上対策	鋼管ソイルセメント杭の 品質向上対策			
A社	100	4.0	5.0	10.0	9.5	28.5
B社	100	2.0	2.0	30.0	13.5	47.5
C社	100	3.0	4.0	30.0	-2.5	34.5
D社	100	1.0	0.0	30.0	11.5	42.5
E社	100	7.0	3.0	0.0	13.5	23.5
F社	100	5.0	3.0	10.0	0.5	18.5

技術提案と予定価格のバランス(過度な技術提案)に係る対応策について

- 以下に例を示すような改善効果が低い評価項目や、現場条件の変更に伴い影響を受ける(不確実性の高い)評価項目は、提案課題として設定しない。
〔例〕・水素イオン濃度(pH)の範囲の差
・トンネル掘削余掘量
- コスト負担を要するハード対策(例えば、騒音・振動対策としての防音扉の設置等)が必要な場合には、標準案として予定価格に反映する。
- 求める技術提案に上限(値)を設定する場合、発注者は予定価格の範囲内で技術提案の上限(値)を履行することが可能か判断する。
- 予定価格の範囲内で技術提案の上限(値)を履行することが困難、または判断できない場合には「見積りを活用する積算方式」や高度技術提案型(または標準型+見積り活用方式)を適用し、予定価格に反映する。
- 受発注者間の認識の乖離が生じないよう、技術提案課題や上限(値)の設定根拠、対象範囲や提案の視点、変更協議の対象の有無等を入札説明書にて分かり易い記載に努める。

委員名簿

大森 文彦 東洋大学法学部企業法学科 教授

○ 小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科 教授

小林 康昭 足利工業大学工学部都市環境工学科 教授

福田 昌史 高知工科大学 客員教授

渡邊 法美 高知工科大学フロンティア工学教室 教授

村田 瞳昭 (社)日本土木工業協会 公共工事委員長

本間 達郎 (社)全国建設業協会 理事

谷村 隆三 (社)全国建設業協会 理事

新谷 景一 東京都建設局総務部技術管理課長

中里 茂郎 川越市建設部長

上記の他、省内関係課長等が参画

〔五十音順〕
○:委員長

これまでの経緯と主な議題

平成19年度(この他、部会4回開催)

3/27 総合評価方式の運用改善方策

平成20年度

10/7 アンケートの実施について

12/22 総合評価方式実施状況報告
アンケート結果の報告

今後、2・3月に会議開催予定。